

令和 3 年 1 月 19 日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

一般社団法人 日本看護系学会協議会  
会 長 小松 浩子



新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等への早期接種に関する要望書

今般発出された「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和 3 年 1 月 8 日付け健健発 0108 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）において、早期に接種する医療従事者等の範囲に、訪問看護ステーションの訪問看護師等が記載されておられません。訪問看護ステーションは医療機関に付属しないものも多く、このままでは予防接種を早期に受けることができません。

新型コロナウイルス感染症が蔓延・拡大する中、訪問看護師のおかれている現状は厳しいものがあります。在宅の新型コロナウイルス感染者の療養を支援する一方で、感染リスクの高い高齢者や慢性疾患、終末期患者などの援助を続けています。さらには、利用者本人に感染を疑う症状がある場合にも、訪問看護師は利用者の病状を把握し、多様な居宅環境下での感染管理をしつつ、ケアを提供しています。感染拡大がとどまりを見せない現状において、今後さらに、自宅療養・自宅待機を行う患者の増加が予測され、訪問看護師は、このような患者を支えていかなければなりません。加えて感染者の発生は、少数のスタッフで運営している訪問看護ステーションの機能停止につながる、大きな打撃となります。

訪問看護師が感染せず、利用者・家族に対する感染予防、悪化防止を推進するためには、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの訪問看護師等への早期接種は必須です。

日本看護系学会協議会では、各分野で在宅医療を担う訪問看護従事者の育成と、エビデンスに基づく実践の向上に向けて、各学会がガイドラインの開発等に取り組んでいます。ケアを担う人材の安全を保ち、利用者・家族の安全を守るために、訪問看護ステーションの訪問看護師等を早期接種の対象である医療従事者の一員として明記し、早期に自治体等に周知いただきたく、お願い申し上げます。

以上